

「市民委員会」と「地域まちづくり推進協議会」について

▶「市民委員会」とは

旭川市の「市民委員会」は、地域住民が主体的に運営する住民組織であり、おおむね地域で活動している町内会によって構成され、市内には現在 61 の地区市民委員会が存在します。この組織は、昭和 36 年に結成され、各地域の実情に応じた体制づくりと自主的な活動を行っています。

【主な役割と特徴】

- ・親睦と連帯の促進

町内会同士や地域住民同士の交流や連帯感を深める活動を行っています

- ・地域課題の発見と解決

町内会の枠を超えた地区全体の視点から、個々の町内会だけでは解決しにくい共通課題の解決や、地域の情報共有に取り組んでいます

- ・住民要望の反映と利害調整

住民の意見を集約し、地域内の利害調整や行政への要望のとりまとめを行います

- ・行政とのパイプ役

市民委員会は、住民と行政との意思疎通を図る「パイプ役」としての機能も担っています

- ・住民活動保険や活動支援

町内会活動中の事故に備えた住民活動保険への加入や、活動しやすい環境づくりのための支援も行っています

▶「地域まちづくり推進協議会」とは

旭川市の「地域まちづくり推進協議会」は、地域の課題を共有し、解決に向けた方策を検討するほか、相互に連携協力しながら、地域特性を生かした個性ある多様なまちづくりを進めるための検討を行う場として行政が設置したものです。

課題解決のために事業を運営する際には、地域まちづくり推進協議会の構成員を含む実行委員会を立ち上げ、実施しています。

【主な役割と特徴】

- ・多様な団体が参加

町内会、市民委員会などの地域を代表する地縁組織の他、福祉・商工団体、学校、NPO、地元企業など、地域で活動する様々な団体や住民が一堂に会し、地域課題の共有と解決策の検討を行います

- ・地域主体のまちづくり

住民の視点に立った自由なまちづくりを進めるための検討を行う場として設置されており、地域の魅力や価値を高めるための活動を支援しています

- ・地域ごとに設置

市内を 15 の地域に分け、それぞれの地域に設置されています

- ・委員構成と運営

委員は各団体からの推薦や公募によって選ばれています